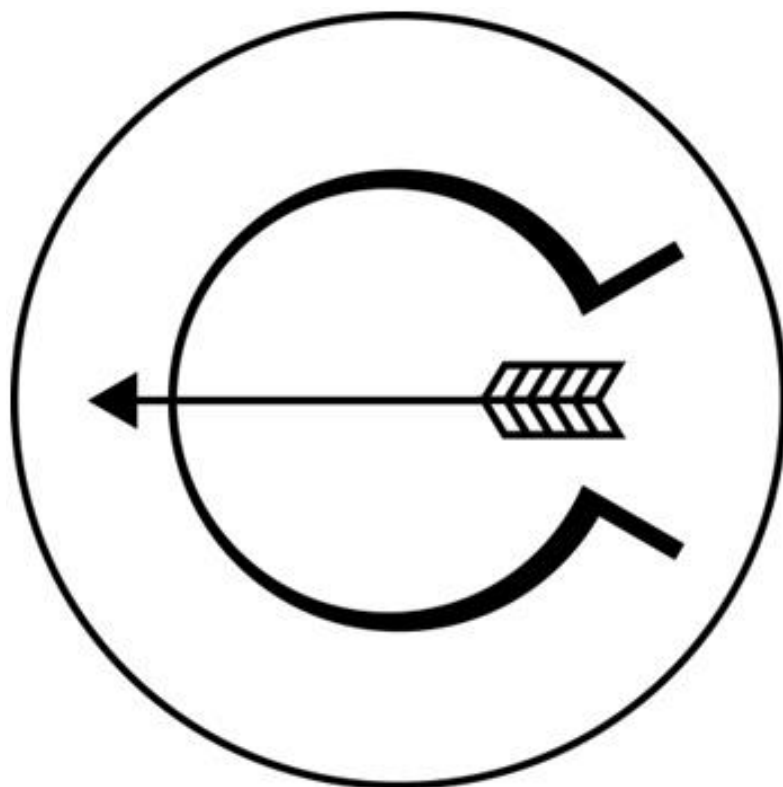


# 第 49 回学生弓道合同研修会

## 決定事項一覽



## 議題① 本連盟主催大会の開催日時について

### 全関東学生弓道選手権大会

#### 開催日時

5月18日(土)・5月19日(日)

：個人予選（男子・女子）

6月15日(土)

：団体予選（男子・女子）、団体決勝トーナメント（男子・女子 中盤まで）

6月16日(日)

：団体決勝トーナメント（男子・女子 決勝まで）、OB戦、個人戦決勝射詰め（男子・女子）

#### 開催形式

##### 個人予選

：オンライン開催（於 加盟校道場）

団体予選・決勝、OB戦、個人戦決勝射詰め

：対面開催（於 日本武道館）

### 第70期新人戦

#### 開催期間

・トーナメント抽選会 : 2024年2月17日(土)

・試合日程① : 3月毎日曜開催

・試合日程② : 3月土日開催

・試合日程については参加校の会場貸し出し状況による

・3月全ての週末が試合日となる可能性あり

#### 開催形式

・トーナメント抽選会：オンライン開催

・試合：全日程対面開催（予定）

## 議題② リーグ戦運営 道場貸出についてのグループディスカッション

- ・立合の説明と同様に道場番の説明もしてほしい。
- 立合講習会と併せて行えるかもしれない。
- ・学連から人員を派遣してほしい。
- 学連役員も部員の一人であり、空き週に当日トラブル対応等を事務所番として行っている。手が空いている役員が数なく、現実的ではない。
- ・道場を貸し出していない大学で立合の分担をしたらどうか。
- ・ビニールのすれば道場貸出校の準備の負担が軽減されるのではないか。→規約に当連盟の試合は紙的で実施するという記載がある。また、的中判定が明確にしやすいという都合上紙的で実施しているという事情がある。
- ・貸し出していない大学から金額を集めて市営を借りる。
- トラブルがあった際の責任の所在がわからなくなってしまう。実現は可能であるかもしれないが、考慮すべき点は多くある。
- ・的の数など、貸出基準を学連で明確にしてほしい。
- 許可がおりやすくなる。今後検討してもいいと思う。

### 議題③ リーグ戦運営 立合・懲戒処分についてのグループディスカッション

- ・監査について、置いてほしいという意見が多かった。

→置き方等について議論の余地がある。

- ・要項の更新について、最新版を明確にしてほしい。

→オープンチャット、メーリングリストにて明記。

- ・懲戒処分の金額が明確でなかった。

→前例がなかったため苦慮したところではある。

規約に記載されている罰金は五千円から二万円という幅があり、今回の懲戒処分では1万円を設定した。意図としては、今後より大きなトラブルが発生してしまった時のために幅を持たせている。

- ・学連に報告する基準を学連から提示してほしい。

→的中外れ処理が起きた場合は、必ず学連に報告をしていただきたい。

手続き上の不備による的中無効は看過できない。立合でも、競技校でも、的中外れ処理が発生すると判断した場合は報告をしていただきたい。

立合校や相手校への疑問が生じた場合は、学連に問い合わせをしていただきたい。

- ・立合がすべての責任を負うのは重すぎるのではないか。

→規約を参照して懲戒処分を課している。

今後、競技校の不手際で立合が防ぎようなかったことが起きた場合に同じ基準では対応できない可能性がある。

責任を軽減する方向ではなく、立合がしっかり試合運営をできるように学連が立合講習会などを通して、全面的にサポートする。

立合校はその試合における責任者であるという自覚は、強く持っていただきたい。

- ・監査設置に関して

→監査を設置することは学連内では必要だという結論が出たが、立合という仕事への学連側のサポートの準備が整っていない中で、新しい仕事を増やすのは時期尚早であるかもしれない。

#### 議題④ 一部誤植についての規約改正

規約 第七十九条《開催期日および開催期間》

「女子部リーグ戦は年一回秋に行う。…（中略）…。なお、開催期間の開始日並びに最終日はリーグ戦並びに女子部リーグ戦で同一とし、開始日に関しては日程的に早い方、最終日に関しては日程的に遅いもの方とする。」

全会一致で可決。

#### 議題⑤ リーグ戦期間中の練習試合についての規約改正

規約 第七十六条、第一〇三条 《リーグ戦期間中の練習試合について》

「~~リーグ戦第一週から第五週および入替戦の週~~リーグ戦期間においては当連盟に貸出を行う（削除）加盟校の道場での練習試合を禁止する。なお順位決定戦の週においては（削除）事前に当連盟に申告し、当連盟が認めた場合のみ練習試合を認める。」

全会一致で可決。

## 議題⑥ 行射中における指導についての規約改正

規約 第四十六条《監督・介添の指導》

「①選手が射位にいるとき監督・介添・観客・選手間で次の行為をしてはならない。

- 一、選手の体に触れて指導すること。
- 二、選手の狙いを見て伝えること。
- 三、射位より前に出ること。
- 四、選手が審判の死角となる位置に出ること。

②前項第一号、前項第二号の行為を行った場合、該当する当該行為以降の該当選手の全ての矢を外れとする。

③審判が必要と認めた場合、前項第一項第三号に該当する行為を許可する。

④本座線を越えて選手を指導できる介添えは、各立につき一名のみとする。二人以上が本座線を越えて指導した場合、二人目以降が指導した以降の該当選手の全ての矢を外れとする。」

### 第二項

賛成 48 票 反対 3 票

出席者の 3 分の 2 を満たすため可決。

### 第三項

全会一致で可決。

### 第四項

賛成 49 票 反対 2 票

出席者の 3 分の 2 を満たすため可決。

## 議題⑦ 介添の立ち位置確認行為について（今後の方針）

立ち位置を見る行為の禁止（選抜大会、伊勢大会と同様の取り組み）

規約に記載する形か、実施要項で適宜規制する形か、要検討

## 議題⑧ 全日本学生弓道連盟より諸連絡

### 令和六年度事業計画

- ・ 第 36 回全国大学弓道選抜大会 6/29～6/30(土日) 於：明治神宮弓道場
- ・ 第 72 回全日本学生弓道選手権大会 8 月中旬於：グリーンアリーナ神戸（日程申請中）
- ・ 第 55 回全日本学生弓道遠的選手権大会 8 月中旬 於：神戸総合運動公園
- ・ 夏季中央委員会
- ・ 第 62 回伊勢神宮奉納 11/23～11/26(今年と同じ日程) 於：神宮弓道場（三重県伊勢市）

### 今後のインカレ大会について

女子団体戦立人数の引き上げを予定。

### 部員登録費関連

#### 部員登録

一月以外年中登録可能。

#### 確認期間(2/1-3/31)

この期間のみ削除が可能。引退、退部した部員が消えているか確認。

この期間を過ぎると退部扱いになり、部員登録費の徴収対象となる。

### 広報活動について

- ・ 9 月 1 日の人事改選をもって、広報部所を正式に確立。

## 議題⑧ 女子部記録会の競技本数変更について

### 行射本数変更に伴う規約改正案

規約 第一六一条 第一項《試合方式》

賛成 49 票 反対 2 票

出席者の 3 分の 2 を満たすため可決。

規約 第一五九条 第一項及び第二項《出場資格》

賛成 45 票 反対 6 票

出席者の 3 分の 2 を満たすため可決。

### グループディスカッション

- ・リタイア制度（男子が 41 射目からできるため）

→連盟として規約や実施要項で定めているものではなく、慣例的なもの。実際 60 射になれば、導入の検討余地あり。実際どうなるかは、実施要項を参照してほしい。

- ・反対意見で強く主張されている意見としては、参加経験が一部の人に偏ること。出場機会の減少。上位校が優位になるのではということ。

- ・100 射なら女子も増やせるのではないか。

→少なくとも現状 100 射会が行われているから女子も 100 射にする等のどんどん増加させていこうということではなく、あくまで 60 射が適正であるという判断での提案であることを理解してほしい。